

【安衛則第 12 条の 6】

保護具着用管理責任者選任の義務化

労働安全衛生規則等が改正され、2024(R6)年 4 月 1 日より以下の(A)、(B)のいずれかに該当する 事業場は、保護具着用管理責任者の選任が義務化されます。

(A) 化学物質管理者を選任し、リスクアセスメントの結果に基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

◎ 保護具着用管理責任者の職務

- (1) 保護具の適正な選択に関する事
- (2) 労働者の保護具の適正な使用に関する事
- (3) 保護具の保守管理に関する事

◎ 選任期限

選任すべき事由が発生した日から 14 日以内

◎ その他

- (1) 事業者は、上記の職務をなし得る権限を与えます。
- (2) 氏名を見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知させます。

(B) 第 3 管理区分の作業場について、作業環境管理専門家が改善困難と判断した事業場

◎ 保護具着用管理責任者の職務

- (1) 次に掲げる措置に関する事項（呼吸用保護具に関する事項に限る。）の管理。
 - ① 第 3 管理区分とされた作業場について、個人サンプリング測定等を行い、その結果に応じて有効な呼吸用保護具を使用させること
 - ② ①の呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）が適切に装着されていることを 確認し、結果を記録し、3 年間保存すること
 - ③ ①の作業場が第 1 管理区分又は第 2 管理区と評価されるまでの間、6 か月以内 ごとに 1 回、定期的に、個人サンプリング測定等を行い、その結果に応じて有効な 呼吸用保護具を使用させること
 - ④ 1 年以内ごとに 1 回、定期的に、上記呼吸用保護具が適切に装着されていることを 確認し、結果を記録し、3 年間保存すること
- (2) 作業主任者の職務（呼吸用保護具に関する事項に限る）について必要な指導の実施
- (3) 呼吸用保護具の常時有効かつ清潔な保持。

◎ 選任期限

作業環境管理専門家が改善困難とした場合、直ちに選任します。

〈選任要件〉 ※ (A)(B) 共通

保護具着用管理責任者は、「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者のうちから選任すること」とされています。この「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」には、次の(1)～(6)のいずれかに該当する者が含まれます。

また、(1)～(6)のいずれかに該当する者を選任することができない場合は、保護具の管理に関する教育を受講した者を選任します。

なお、(1)～(6)のいずれかに該当する場合であっても、保護具の管理に関する教育を受講することが望ましいとされています。

- (1) 化学物質管理専門家の要件に該当する者
- (2) 作業環境管理専門家の要件に該当する者
- (3) 労働衛生コンサルタント試験に合格した者
- (4) 第 1 種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者
- (5) 作業に応じ特定化学物質、有機溶剤、鉛、四アルキル鉛の作業主任者技能講習を修了した者
- (6) 安全衛生推進者の選任に関する基準に該当する者

〈保護具の管理に関する教育のカリキュラム〉

保護具着用管理責任者教育 カリキュラム
〔保護具着用責任者に対する教育実施要領〕

〈学科〉

| 科 目 | 範 囲 | 時 間 |
|-----------------|------------------------------|--------|
| Ⅰ 保護具着用管理 | ① 保護具着用管理責任者の役割と職務 | 0.5時間 |
| | ② 保護具に関する教育の方法 | |
| Ⅱ 保護具に関する知識 | ① 保護具の適正な選択に関すること。 | 3時間 |
| | ② 労働者の保護具の適正な使用に関すること。 | |
| | ③ 保護具の保守管理に関すること。 | |
| Ⅲ 労働災害の防止に関する知識 | 保護具使用に当たって留意すべき労働災害の事例及び防止方法 | 1時間 |
| Ⅳ 関係法令 | 安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項 | 0.5時間 |
| | | 合計 5時間 |

〈実技〉

| 科 目 | 範 囲 | 時 間 |
|-----------------|-----------------------|--------|
| Ⅴ 保護具の使用 方法等 | ①保護具の適正な選択に関すること。 | 1時間 |
| | ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 | |
| | ③保護具の保守管理に関すること。 | |
| | | 合計 1時間 |